



2008年12月24日

## アクサ生命 働き盛り世代の資産形成をサポートする ユニット・リンク保険(有期型)を販売開始

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役兼 CEO:マーク・ピアソン、以下「アクサ生命」)は、2009年1月2日より「ユニット・リンク保険(有期型)」を販売開始します。

「ユニット・リンク保険(有期型)」は、積極的な資産形成と死亡保障というふたつの機能を備えた満期保険金のある変額保険で、働き盛り世代の資産形成をサポートします。運用成果が死亡・高度障害保険金に反映される一般的な変額保険と異なり、運用成果を積立金のみで反映させるため、貯蓄性が高いことが特徴です。

積立金の運用は、6種類の特別勘定から、リスクの許容度に応じて自由に選択することができます。また、満期時には、満期保険金を一時金もしくは年金として受け取ることができるほか、終身保険に変更することができるなど、ライフプランに合わせて多様な受け取り方法を選択することができます。

保険期間中に被保険者が死亡した(または所定の高度障害状態になった)場合には、基本保険金額もしくは積立金額のいずれか大きい額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。

保険料の払込方法が平準払(月払、半年払、年払)であるため、若年層の方でも長期的かつ計画的に資産を形成することができます。

アクサ生命では、リタイアメント世代の資産運用や生活保障に焦点をあてた一時払の変額個人年金保険を販売してまいりましたが、働き盛り世代の資産形成ニーズに対応する商品に対しても多くのご要望をいただいたことから、従来の弊社のラインアップにはない新しいコンセプトの変額保険の開発にいたったものです。

アクサ生命は、今後も多様化するお客さまのニーズにきめ細かく対応するために、よりよい商品やサービスの開発に努めてまいります。

### <取扱基準>

契約年齢	0歳~70歳(保険期間の満了年齢による)
保険料払込方法	月払、半年払、年払
保険期間	歳満了:50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳 年満了:10年、15年、20年、25年、30年
取扱保険金額(保険金建の場合)	最低保険金額:200万円
取扱保険料(保険料建の場合)	最低保険料:月払/5,000円、半年払/30,000円、年払/60,000円
取扱単位	保険金建:10万円単位 保険料建:月払/1,000円、半年払/5,000円、年払/10,000円単位

< ご契約例(主契約のみ) >

ご契約年齢	30歳 男性
口座振替毎月払保険料	20,000円
保険期間・保険料払込期間	30年満了
基本保険金額	926万円

(単位:約 万円)

経過年数	(保険年齢)	払込保険料累計	死亡・高度障害保険金			払いもどし金		
			運用実績			運用実績		
			0%	3.5%	5%	0%	3.5%	5%
10年	(40歳)	240	926	926	926	177	212	229
20年	(50歳)	480	926	926	926	351	508	600
保険期間満了時 30年	(60歳)	720	926	926	1,212	527*	926*	1,212*

\*満期保険金

ユニット・リンク保険(有期型)は、積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが変動(増減)するしくみの保険です。上記例表は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しています。よって、将来のお支払い額をお約束するものではありません。

## AXA グループについて

AXA グループは、フィナンシャル・プロテクション分野で世界をリードするグローバル企業です。ヨーロッパ、北米、アジア・太平洋地域を中心に、世界各国で事業を展開しています。AXA はパリ証券取引所に株式を上場、ニューヨーク証券取引所には米国預託株式(ADS)を上場しています。詳細は [www.axa.com](http://www.axa.com) をご参照ください。

～ 本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします～

アクサ ジャパン ホールディング株式会社 広報部

電話:03-6737-7140 FAX:03-6737-5964

<http://www.axa.co.jp>

## 特長

### 特長

#### 保障の安心

保険期間中にもしものことがあったときには、死亡・高度障害保険金をお支払いします。死亡・高度障害保険金は、基本保険金額\*または積立金額のいずれか大きい額をお支払いします（基本保険金額は最低保証されます）。\*ご契約時にお決めいただく金額です。ご契約後に基本保険金額を減額された場合は、減額後の金額となります。

### 特長

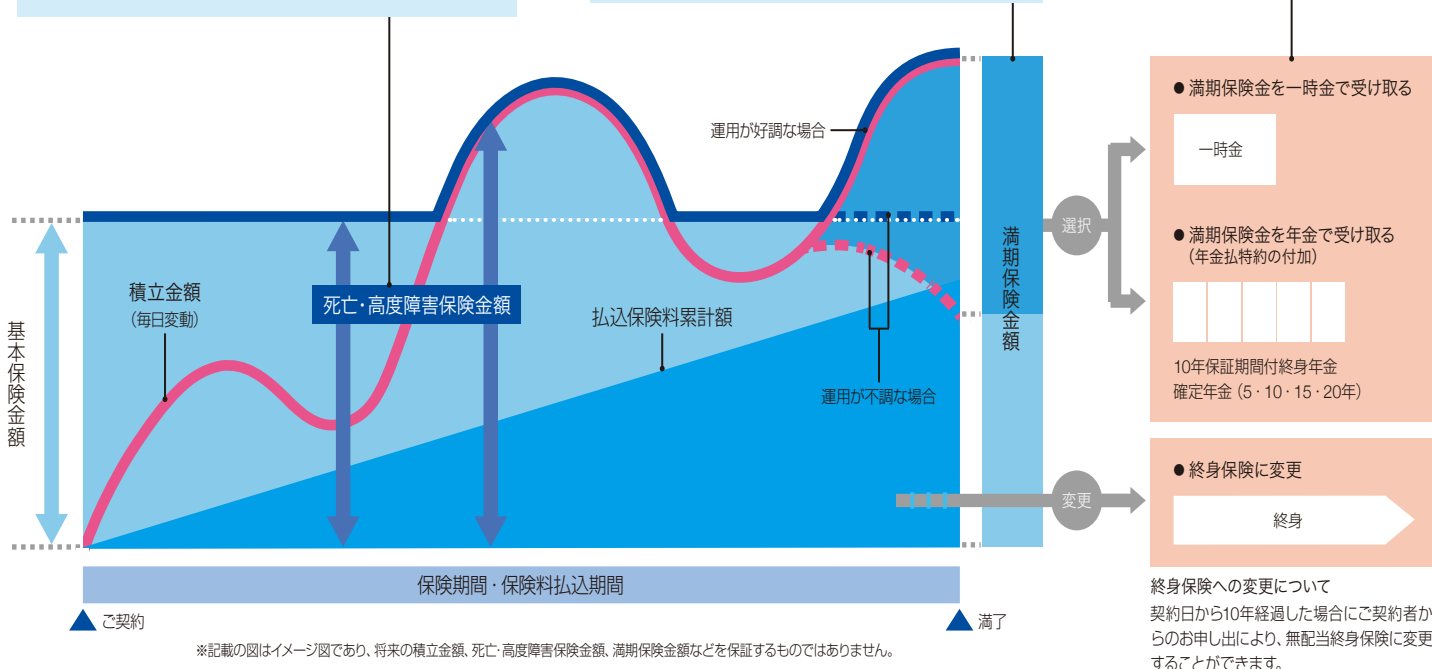
#### 資産づくりの楽しみ

保険期間満了時には運用実績に応じた満期保険金をお支払いします。最低保証はありません（基本保険金額を下回ることがあります）。

### 特長

#### 将来のご選択

満期保険金の受取方法として一時金、年金を選択できます。また、終身保険へ変更することもできます。



## 特別勘定

特別勘定は自由に選択し、組み合わせることができます。ご契約後もお客様の運用計画や市場動向などに応じて変更することができます。

### 6つの特別勘定

以下の6つの特別勘定をご用意しています。



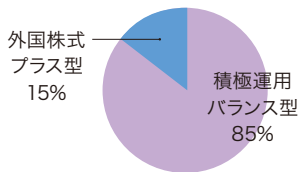
### 特別勘定の選択

ご契約時に1つまたは複数の特別勘定をお選びいただけます。複数の特別勘定をお選びいただく場合は、各特別勘定への繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、5%単位で行うことができます。繰入割合は、保険料払込期間中であれば、ご契約後も変更することができます。

〈例1〉 1つの特別勘定を選択



〈例2〉 複数の特別勘定を選択



※左図は特別勘定の選択例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。  
 ※左図の繰入割合は保険料をお払込みいただくときに特別勘定に繰り入れる割合です。繰入後の積立金は、各特別勘定の運用実績に応じて変動しますので、積立金における割合が保険期間中に一定に保たれるわけではありません。

このプレスリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

**お客さまにご負担いただく費用**

**< 保険料払込時および保険期間中にかかる費用 >**

(以下の各費用の合計額をご負担いただきます。)

保険関係費

**< 主契約部分 >**

保険契約の締結、維持などに必要な費用を主契約の保険料から控除します。主契約の保険料からこの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

また、特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用を積立金額から定期的に控除します。

なお、上記の費用は、性別、被保険者の年齢などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

**< 特約部分 >**

特約を付加された場合は、主契約の保険料とは別に特約部分の保険料をご負担いただきます。特約部分の保険料は特別勘定では運用いたしません。

特約保険料は保険設計書でご確認ください。

また、契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。特別保険料は特別勘定では運用いたしません。

特別保険料の合計額は契約条件・特別条件承諾書でご確認ください。

運用関係費

項目	費用	ご負担いただく時期
運用関係費	安定成長バランス型: 投資信託の純資産額に対して 年率0.61635%程度(税抜:0.587%程度) * 1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型: 投資信託の純資産額に対して 年率0.74340%程度(税抜:0.708%程度) * 1	
	日本株式プラス型: 投資信託の純資産額に対して 年率0.99750%程度(税抜:0.950%程度)	
	外国株式プラス型: 投資信託の純資産額に対して 年率0.99750%程度(税抜:0.950%程度)	
	世界債券プラス型: 投資信託の純資産額に対して 年率0.68250%程度(税抜:0.650%程度)	
	金融市場型: 投資信託の純資産額に対して 年率0.034125% ~ 0.483000%程度 (税抜:0.0325% ~ 0.4600%程度) * 2	

運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。

したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

\* 1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動等に伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

\* 2 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

< 解約時にかかる費用 >  
解約控除

項目	費用	ご負担 いただく 時期
解約控除	解約日における保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数により計算した額	解約日の積立金額から控除します。

解約控除額は保険料払込年月数、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取扱いします。

保険料払込年月数が10年未満の場合に定額払済養老保険への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。

諸費用の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「ご契約についての大切なことがら 19. 費用について」をご覧ください。

**投資リスクについて**

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの保険です。

特別勘定資産の運用は、主として国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託を利用して運用され、株式および公社債の価格変動と為替変動などに伴う投資リスクがあります。

特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。

特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待通りでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。